

法教育の授業実践～6年「法律や裁判について考えよう」～

騎西町立騎西小学校 小林 秀行

◎小単元の指導計画（6時間扱い）

1 研究主題について

裁判員制度が平成 21 年度までに導入される社会状況の中で学校教育をはじめとする様々な場面において、司法の仕組みや法の働きに関する国民の学習機会を図ることを文科省や法務省が指摘している。しかし、小学校・中学校において「法教育」を効果的に進めるための教材の充実や指導法などの工夫、研究が十分に進められていない。そこで、本研究では小学校社会科における「法教育」の単元構成や授業構成を考え、以下の事例を構想し、実践した。

2 研究の仮説

仮説 1 身近な法的葛藤問題から、紛争やルール、実社会の法を検討できる単元構成を工夫すれば、法や裁判の意義や機能を理解できたり、事実や法に基づいた意思決定や合意形成を図ったりすることができるであろう。

仮説 2 問題の把握、分析、考察、合意形成の学習過程を組み、模擬調停や模擬裁判を取り入れた討論を設定し、弁護士と連携した授業構成の工夫をすれば、法的葛藤問題について情意的ではなく、公正に判断して紛争を解決する力を育成することができるであろう。

3 授業の実践－6年「法律や裁判について考えよう」－

(1) 仮説 1 の手だて・・・単元構成の工夫

裁判の紛争解決の機能が理解できたり、事実や法に基づいた意思決定や合意形成ができたりする単元構成の工夫を図った。

通期	レッスン	主要な学習課題	主要な学習内容	評価と評価方法	内容 構成	単元 構成
導入部	1. 家庭や学校のきまりと法律	○家庭や学校のきまりと法律には、どのような違いがあるのだろうか。	・家庭や学校のきまりのついでに生活について話し合う。 ・歴史の学習をふり返り法律の大切さについて考える。 ・自分たちの生活が法律によって、守られていることを具体的に調べる。 ・法律と自分たちの生活との関係について考える。	・家庭や学校のきまりや法律について、関心をもち、意識的に身近な法律について調べる。 【関心意識態度】 (発言、ワークシート)	きまりや法律の意義	裁判の紛争解決機能
	2. 友達とのめんどごと	○友達とのめんどごとをどのように解決したらよいのだろうか。	・友達とのゲームソフトの貸し借りでおきた紛争問題を第三者が調停者となって解決できることをロールプレイをとおして理解する。 ・お互いが納得する解決策を考え、合意を図る。	・友達とのめんどごとの解決策を考え、合意できるように話し合っている。 【思考・判断】 (発言、ワークシート)	調停の目的や役割	
展開部	学習課題 めんどごとが起きたら、どのように考えて問題を解決したらよいのだろうか？					裁判の仕組みと法的合意形成を意図した単元構成
	3. 隣の木の木の枝が自分の庭に入ってきた問題	○隣の木の木の枝が自分の庭に入ってきたら、勝手に切ってもよいのだろうか。	・隣の木の木の枝が自分の庭に入ってきた問題をもとに調停で紛争を解決できない場合に裁判で紛争を解決できることを理解する。 ・裁判官や原告と被告、弁護士について知る。 ・グループごとに互いの判断を考え、討論する。	・身近な生活における問題から、裁判になった事例の資料をもとに、裁判の仕組みを理解している。 【知識・理解】 (発言、ワークシート)	裁判の仕組みと法的合意形成	
	4. SNAP vs OX 出版社～暴行出版差し止め事件(本稿)	○SNAP の出版差し止めの訴えは、認められるべきだろうか？	・表現の自由とプライバシーの権利の争いについての事例をグループで考え、話し合うことができる。 ・弁護士に来ていただき、裁判事例の考え方を評価していただく。	・権利と権利の争いについての問題を理由を明確にして話し合っている。 【思考・判断】 (発言、ワークシート)	裁判の仕組みと法的合意形成	
5. 裁判員制度	○なぜ、裁判員制度が導入されるのだろうか。	・平成 21 年までに導入される裁判員制度の仕組みや裁判員の役割について理解する。 ・なぜ裁判員制度が導入されるのかを考え、もし将来裁判員に選ばれたらどう行動したらよいかを話し合う。	・裁判員制度の仕組みや裁判員の役割について理解している。 【知識・理解】 (発言、ワークシート)	裁判員の役割		
総括部	6. 弁護士へ発信	○法律や裁判についての学習を通してまとめたことを村松弁護士へ発信しよう！	・家庭や地域から、裁判員制度について調査したアンケートをまとめる。 ・法律や裁判についての学習を通して思ったことや考えたこと、質問をまとめて村松弁護士に発信できる。	・裁判員制度についての関きとり調査などを通して、具体的に調べてまとめたこととしている。 【技能・表現】 (発言、調査アンケート、弁護士への手紙)	法律や裁判のまとめ	

(2) 仮説2の手だて・・・授業構成の工夫

◎展開(4/6時)

学習活動・学習内容 (児童の反応)	教師の支援・留意事項(○)・評価(◎)	資料等
・村松弁護士を紹介する。 1、文章資料を読み、事件の概要を捉える。	○弁護士にこれから話し合う問題について、どのグループが公正な判断で解決していたかを評価してもらうことを伝える。 ○事件の概要を文章資料を用いて説明し、事件内容を児童が捉えられるようにする。	・文章資料
学習問題 SNAPの出版差止の訴えは、認められるべきだろうか？		
2、訴訟に対する自分なりの判断を考えて、ワークシートにまとめる。 ・出版差止は認められるべきだ。 ・出版差止は認められるべきでない。	○内容が理解できたか確認し、わからない言葉等についての補足をし、トールミン図式を使って判断できるようにする。 ○事実を文章資料からまとめたり、結論や理由を自分なりの言葉で表現できるようにする。	・文章資料 ・ワークシート
3、各グループの立場でどんな判断が妥当か話し合う。 ①班・・・SNAP弁護士グループ ②班・・・出版社弁護士グループ ③班・・・裁判官グループ ④班・・・裁判官グループ ⑤班・・・裁判官グループ ⑥班・・・裁判官グループ	○6人程度のグループで一つの判断に合意できるように話し合えるようにする。どうしても折り合いがつかない場合は合意できなかった点を明らかにさせる。 ○各案ごとに、事実、主張、理由づけを画用紙に書けるようにする。 ○憲法で守られている表現の自由やプライバシーの権利に基づいた根拠づけが考えられれば、自分なりの言葉で考えられるようにする。	・画用紙
4、SNAP弁護士グループと出版社弁護士グループについて自分たちの考えを発表し合う。 【SNAP弁護士グループの言い分】 ・SNAPの個人情報公開されるのは、プライバシーの侵害だから、出版差止は認められるべきだ。 【出版社弁護士グループの言い分】 ・すでに完成した本が売れないと、もうからない。ファンはSNAPのことを知りたいし、自由に書いてもよいと思うので、出版差止は認められない。	○裁判事例に関心をもち、問題に対して進んで自分の考えをもちながら、意欲的にグループの話し合いに参加しているか。 【関心・意欲・態度】(発言、ワークシート) ○SNAP弁護士グループと出版社弁護士グループの討論を聞いて、裁判官グループから質問があれば、聞くようにする。 ○感情的な言い合いにならないで、理由を明らかに発表できるようにする。 ○お互いに権利の侵害がどの程度あるかについても考えられるようにする。	
5、③班から⑥班までの裁判官グループの裁判長が順番にグループで考えた判決を発表する。 ・表現の自由も大切だがSNAPのプライバシーの権利を守る方が大事なので出版差止は認められるべきだ。	○自分たちの考えた判決を理由を明らかにして発表できるようにする。 ○裁判事例の問題についてグループで話し合い、理由を明らかにしながら、公正に判断して、意思決定や合意を形成しているか。 【思考・判断】(発言、ワークシート)	
6、村松弁護士にどのグループが公正な判断で解決していたかを評価してもらい、裁判の話し合いや考え方を聞く。 プライバシーの権利・・・憲法第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。 表現の自由・・・憲法第二十一条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。	○実際の判決の結果は話さずに、どのグループが公正な判断で解決していたかを評価していただくようにする。 ○事実から法的な根拠に基づいて、公正に判断し、話し合っていることが裁判では重要であることを押さえるようにする。 ○表現の自由とプライバシーの権利については、あまり深入りしないようにする。	・参考資料

本実践例は、法的葛藤問題となる判例として、「SNAP vs ○×出版社～暴露本出版差止請求事件～」を取り上げた。ここでは、ただ単に結論を決めるのではなく、裁判が法に基づく判断で当事者の利害関係の分析をさせる必要がある。SNAPの暴露本が出版されるとSNAPがかわいそうだという情意的な判断ではなくて、公正に判断できるように留意した。そのためにトールミン図式で事実に基づく主張や主張理由、理由の法的根拠を論理的に明らかにさせた。

そして、自分なりに情報を分析した結果、理由づけを考え、主張や判決を考えた後にグループで話し合い、公正な判断に基づいて合意できるように弁護士と連携して指導・支援した。

(4/6時)の児童の反応

○SNAP弁護士グループの言い分

ファンのためになっても、SNAPやその家族の個人情報流れると誰かに悪用される可能性がある。プライバシーの侵害になる。編集が終わった後に許可を得ようとしてもはじめに許可を得なかったのだから、出版はできない。

○出版社弁護士グループの言い分

この本は、ファンの願いがかなう本だし、200万円もお金をかけて作ったもので、それに編集作業が終わった後にいわれたから、出版はできる。

○裁判官グループ

4つのグループとも、出版差止は認められるべきだと判決を下した。

○主な判決理由

編集する前にSNAPのメンバーに許可をとらず、勝手に調べたことはいけなから。個人情報流出につながり、プライバシーの侵害になるから。

○弁護士のコメント

今日の授業はプライバシーの権利と表現の自由の2つの権利のぶつかり合いの紛争を裁判する問題でした。今日は、裁判官グループも弁護士グループも、事実をもとに一生懸命考えて話し合いをしていましたね。プライバシーの権利と表現の自由の2つの権利のぶつかり合った時は、その時の状況によって裁判の判決が決まるのです。

4 成果と課題

(1) 成果

◎単元構成の工夫の成果

☆ゲームソフトの貸し借りや隣の柿の木の紛争など、実社会の法を検討できる単元構成を工夫したことで、児童は法や裁判に興味・関心が高まり、事実や法に基づいた意思決定や合意形成を図ることができた。

☆ルールや法に基づいて、もめごと（紛争）が解決されていく仕組みや裁判官、弁護士など法を活用している人たちの働きや法の機能を実感をもって理解させることができ、有効な単元構成であったといえる。

◎授業構成の工夫の成果

☆裁判事例をもとにツールミン図式を活用したグループで話し合う模擬裁判を取り入れたことで理由を明確にし、公正な判断を意識した話し合いができるようになり、有効な授業構成であったといえる。

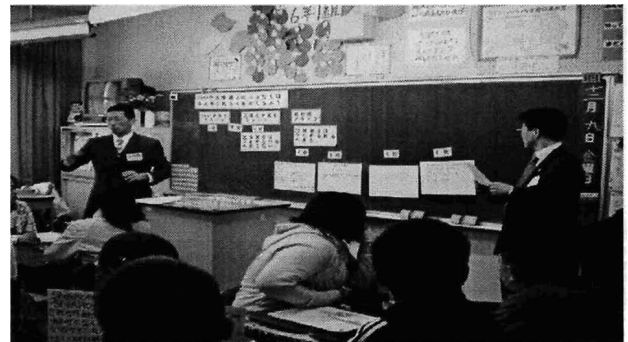
☆弁護士に児童の話し合いの中で適切なアドバイスをしていただいたことで、相手の意見をしっかり聞いてから、みんなが納得できる判決をしたという児童が増えた。

(2) 課題

・SNAP という名前から情意的な判断が児童に

みられたので A グループというような名前の工夫が必要だった。

- ・模擬裁判の時に裁判官役や弁護士役だけでなく、傍聴するグループなど授業形態の工夫をしたい。
- ・柿の木の問題などの情意的な判断にならない発達段階を考えた適切な裁判事例（法的葛藤問題）を精選していきたい。
- ・法律実務家と連携した授業をさらに工夫し、小学生に適した身近な裁判事例の教材開発に取り組んでいきたい。



6年 / 組 名前()

弁護士の立場で、理由を明らかにして主張しよう！

文章資料に下線を引く。

SNAPにては許可をなしにいさなり自分たちの私生活が本にのりてくるのはよくない。出版者は許可をあるなしで、もしも本を出すなら許可をとらなくてはならないと思います。

W (D-Cの理由づけ)

勝手に許可をもらわず本を出版するのはある意味いやがらせで、あると思います。実際はSNAPのメンバーで、ファンの人たちは自分の権利を尊重して、勝手に出版される可能性もあると思います。

◎この授業で、思ったことや考えたこと

ニフの権利がぶつかったらどっちが罪なのかという答えはないということが分かった。

6年 / 組 名前()

裁判官の立場で、理由を明らかにして判決しよう！

文章資料に下線を引く。

C (主張・考え・結論)

個人的なことをOX出版社は出版してはいけない。やめてほしいと書いているのに、出版してはダメだ。出版は悪い。

W (D-Cの理由づけ)

個人的なことをOX出版社は出版してはいけない。やめてほしいと書いているのに、予定通り出版してはダメだ。出版は悪い。

◎この授業で、思ったことや考えたこと

プライバシーと出版の自由がぶつかった時、その時の状況によって決まること、わかりました。

ツールミン図式を活用した児童の考え